

て誓言を云て、備中母と權佐をば呼出しぬ。何とぞ内所を出し度といふ内に、左兵衛内所を刺殺し自害せり。因幡女は横山城州妹の腹にてはなく妾腹也。

一、佐々成政武者振見事なる事

佐々陸奥守成政は生得物敷寄能人也。衣類以下武具等迄も何をめされても見事也。譬へば竹の先に紙を付て出されても、恰好扱もといふ程也。能州末森へ押寄候時、成政本陣は坪井山なり。家中指物惣金の鬨斗にて、一山色めき渡りぬ。高德公見事に思召候哉らん、其以後御家の馬廻中惣金の鬨斗指物に被遊よし。横山城州話のよし。

一、石川三丞の八王寺城番乗

高德公關東八王寺城を乗取給ふ時、石川三丞成徳横筋の羽織にて一番乗し、而も敵を撃て能働也。此事太閤御聽被成候て、八王寺にて横筋の羽織を着て一番乗し、而も敵を撃たると云は、何といふ者と御尋の時、公篠原出羽と申者と御答被成。太閤扱も能者御持候と御褒被成候。石川三丞とは能々御存知被成ながら、篠原出羽と御答の儀其譯不知。其時迄は勘六と申候處、此程九千石に被成、出羽守に成る。

一、微妙公が老中への禮遇

陽廣公、土井大炊頭殿御老中御免の後も、前々の通り御懇意に被成候處、微妙公より大炊頭殿へ御懇意御無用と被仰遣候。其思召は大炊殿へ御馳走被成候は、公方を御大切に被成候餘り也。公方御用不被仰付候へば、御馳走不入事との御意のよし。此事を吉田忠左衛門申出し、忠左衛門儀津田玄蕃へ手入を以て心安く出入し、扱微妙公薨逝の後玄蕃方へ出入せぬとの口振、陽廣公と忠左衛門と可爲同意哉と時人笑へり。

一、水野準人正内室は芳春夫人の姪

水野先準人正殿御内所は、芳春太夫人の姪、土方勘兵衛・太田但馬爲には妹にて、土方氏也。太夫人の御養女に被成、準人正へ御嫁娶也。因て土方と水野出羽守殿とは縁者也。土方勘解由を出羽守殿御取持にて御家へ被召出。勘解由弟は出羽守にて三百石取物頭勤む。天田太左衛門話

一、陽廣公御醫師覺與へ御意被成候事

陽廣公或時御醫師覺與へ御意被成候は、士には大臣小臣あり。先づ小臣の士は何にても一藝を好み、上手にも成て人

の師匠をする位には不至とも、藝に遊ぶは善人なり。大臣の子は、後には其家の執政もする故に是は格別也。然るに何藝を好むにも名聞を第一にし、殊に蹴鞠など用にも不立事を強ちに敷寄、上京して飛鳥井などに逢て蹴鞠の免しを取り、國へ歸りては小臣の蹴鞠すきどもを集め、免狀取たるとて羨まれて嬉敷思ひ、手跡は諸藝の主とて學問の便りに善し。然るに筆道の稽古とて八幡山へ上り瀧本房が弟子に成、其身大臣故師匠も誦ひ、殊の外にほむるを嬉しがり、人にも語り悦ぶ。か様の事は人による事也。大臣には不似合、其身能心得可申。凡そ我等前の事は御前沙汰とて不口外事作法也。乍然か様の噂は、其方など念頃成者へは語りてもよしと被仰候よし。是は定て津田玄蕃部舎棲の時、内藏助といふ時、右の様子も有之思召に不叶、覺與は先玄蕃別て恚意故に付、如此かと推量のよし。

一、生駒八郎右衛門の歸參

生駒八郎右衛門慶長二十年夏大坂に籠城し、五月六日の朝御家の陣屋へ來り隠れ居たり。微妙公此事を能く御存知に付、津田玄蕃種々申上けれども御扶持方少々被下、先知の

千石は終に不被下候。當御代相公大坂にて手柄も有之様に達御聽、本知千石被下候。最前八郎右衛門、微妙公の御兒小姓勤候時、京都の傾城町にて喧嘩仕出し、其時御改易也。但喧嘩の首尾は指て悪敷は無之候得共、所柄不宜候て御改易と也。北川故入兵衛話と庄右衛門話

一、微妙公、篠原織部方へ被爲成

微妙公小松へ御隠居の後、陽廣公於金澤權現堂御建立に付、微妙公東都御下向の節權現堂へ初て御參詣、其御歸に篠原織部宅へ被爲入。織部難有奉存、種々様々奉饗應候。御歸の跡にて織部各へ向て云。中納言様今日私宅へ被爲御腰懸候儀、我家の名譽扱々忝儀也。たとへを申さは恐多く候得共、我等無懸すりきりなれども、銀子千貫目拜領被仰付たるよし、日本の大小の神祇を以て忝く奉存候。但町人等は千貫目の方を可悦、我等は萬貫目にて町人すべき心なし。餓死をしても士を可立とおもへば、金銀は不入候といへり。

一、家康公より長九郎左衛門への密書

慶長四年家康公より、越前敦賀にて鷹商武藤庄助といふものに被命、長九郎左衛門方へ、其方は前田家譜代の士にても